

保税実務担当者研修会

～保税制度の理解を深めるために～

平成30年11月



門司税関
監視部保税地域監督官

1. はじめに P 1
2. 保税制度について P 3
3. 保税制度における
 一般的規制について P 13
4. 保税地域における
 非違・事故の状況について . P 43
5. 密輸防止に関する覚書
 (MOU) について . . . P 58
6. 保税地域におけるテロの
 未然防止強化について . . P 63

1. はじめに: 我が国税関の歴史

- 鎖国政策を続けた江戸時代には、長崎の出島が日本と外国を結ぶ唯一の港であり、長崎奉行が税関の役割を果たしていた。

安政5年(1858年) 米、蘭、露、英、仏と「安政5か国条約」締結
横浜、長崎、箱館(函館)港が開港。

安政6年(1859年) 6月 長崎奉行のもとに「湊会所」を設置。

文久3年(1863年) 8月 長崎湊会所を「運上所」に改称

明治5年(1872年) 11月 全国の運上所を「税関」と呼称統一
(「税関」が正式に発足)

昭和18年(1943年) 11月 税関官制廃止、海運局に統合(税関閉鎖)

昭和21年(1946年) 5月 税関再開

その後、税関は貿易の伸長とともに歩み続けていくが、「人」、「物」、「金」、「文化」、「情報」の流れが加速・グローバル化する中で、果たすべき役割も大きく変わってきている。

湊会所では、今日の税関業務と同様の輸出入貨物の監督や税金の徴収といった運上業務や、外交事務を取り扱っていた

参考: [税関の起源⇒最も古い公務の一つ]

- 人類の歴史の初期段階である紀元前5000年頃から交易が始まる
⇒山賊、海賊の類が貿易業者から金品を徴収し、通行・航行の安全を保障
- 古代文明(エジプト、メソポタミア、インダス、黄河)において既に税関の機能は存在 最も古い歳入機能:エジプトには紀元前2000年のタリフが存在
- 歴史書に税関が国の組織として登場するのはヘレニズム期:紀元前300年から紀元前30年頃
⇒その頃は貿易業者による王、領主への心付け(賄賂)だったものが、後に義務化
- イエス・キリストの一二使徒の1人で新約聖書のマタイ福音書のマタイは税関官吏
- アダム・スミスはスコットランド税関長
⇒関税は人類の歴史の記憶にないほど遥か昔から習慣的に徴収していたもの
⇒Customary Payment⇒税関の英語「Customs」の語源

1. はじめに:用語の定義

- ①「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ②「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない貨物
又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④「内国貨物」とは ⇒ 日本にある貨物で外国貨物でないもの及び日本の船舶により
公海で採捕された水産物
- ⑤「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと

「輸入」や「輸出」の手続きを「通関手続き」と呼んでいます！



- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
 - 関税法（関税の徴収、通関手続き、**保税制度** 等）
 - 関税定率法（関税率、特殊関税制度、減免税制度 等）
 - 関税暫定措置法（税率の特例、減免税制度の特例 等）

2. 保税制度について

2. 保稅制度について

保稅とは

▼ **保稅**という言葉については、関稅法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関稅の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免稅適用貨物である場合のように、必ずしも関稅や内國消費稅が課される訳ではなく、徴収すべき稅が存在しない輸入貨物が多いのも事實です。

▼ **保稅**の意義については

輸入貨物について

・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**

輸出貨物について

・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保稅制度**」と総稱していると言われてています。

▼ 以前から、「**保稅は関稅法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関稅法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保稅制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

保税制度の役割

① 貿易の振興

- ・保税地域に蔵置している間は関税等の賦課が留保される
- ・外国貨物のまま保管、加工・製造、展示等ができる



- ・商機をみて、海外への積戻し又は国内への引取りを判断
- ・関税等未納のまま、外国貨物を原料として加工・製造し、海外へ輸出(積戻し)できる
- ・関税等未納のまま、国際的な見本市や博覧会で展示、使用することができる

② 貿易秩序の維持

輸出入貨物を保税地域に集中させる
貨物を税関の監督下の
保税地域に置いて管理する



- ・効率的かつ効果的な
輸出入検査等の実施
- ・輸入貨物を担保とした
関税債権の確保
- ・貿易秩序の維持

2. 保稅制度について

保稅地域の種類と機能

	指定保稅地域	保稅蔵置場	保稅工場	保稅展示場	総合保稅地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可	税関長許可	税関長許可	税関長許可
機能	外国貨物の積卸・運搬・一時蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	外国貨物の積卸・運搬・蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	保稅作業(加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ)	展示場に使用 積卸・運搬・蔵置・点検・回漕・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 (実務は6年)	10年以内 (実務は6年)	博覧会等の会期を 勘案して税関長が 必要と認める期間	10年以内 (実務は6年)
蔵置期間	1か月以内	【一時蔵置】 3か月以内 【長期蔵置】 最初の蔵置の承認から2年以内 (延長規定有)	保稅工場に入れた 日から3か月以内 又は蔵置・保稅作業 使用が承認された 日から2年以内 (延長規定有)	許可期間	総合保稅地域に 入れた日から3か 月以内又は蔵置・ 保稅作業使用等 が承認された日か ら2年以内(延長 規定有)

2. 保税制度について

輸出入手続きの概要

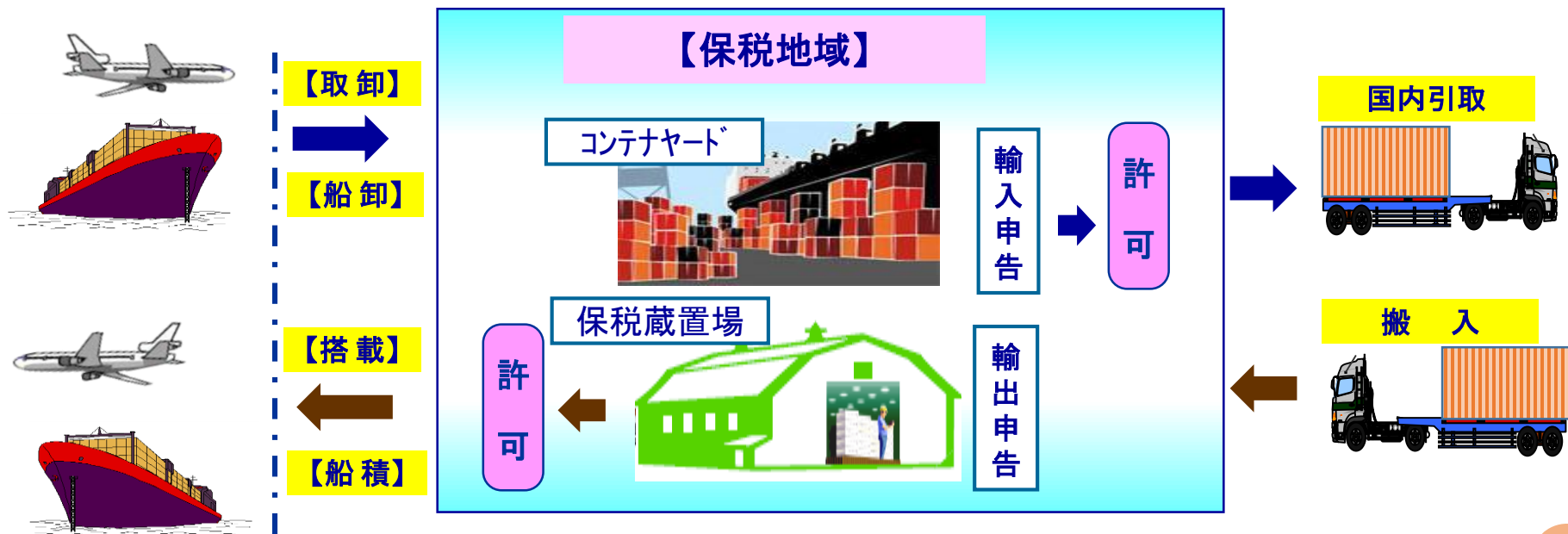
- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。

また、輸出・輸入の申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。（ただし、輸出は入れる前でも可能）

- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。



ここ大事！



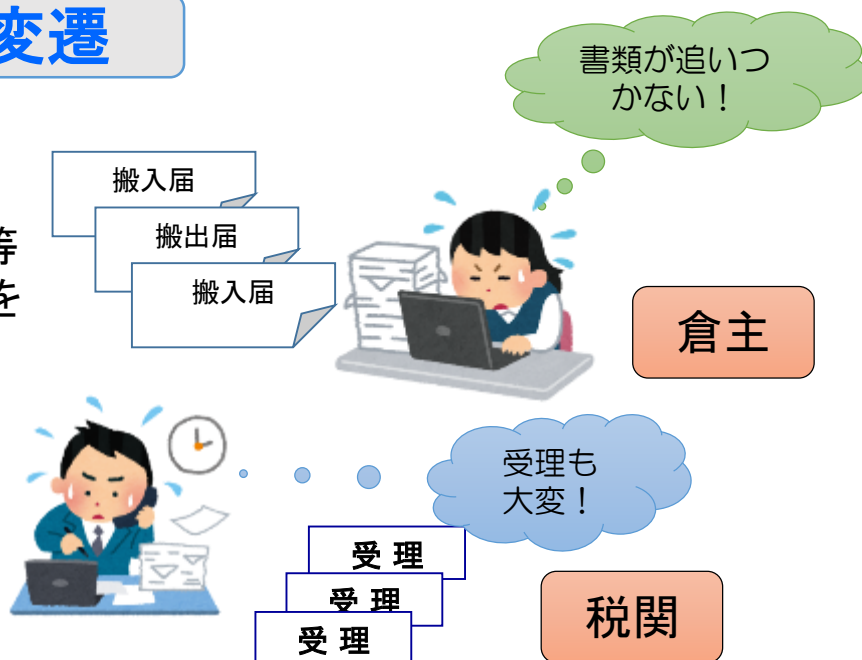
2. 保税制度について

保税制度における貨物管理の変遷

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による
官民事務量の増大



間接管理

倉主等による自主的な外国貨物の管理

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP=Compliance Program)

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



2. 保税制度について

自主管理とは: 自主管理の基本的な考え方

● 税関は

倉主の皆様が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感**を持ち、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって **自主的、かつ的確**に行われることを **期待**しています。



● 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理** することになります。

つまり、**自主管理**において、

◆倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実**を**迅速、かつ、的確**に記帳することになります。

◆税関は、事後又は臨時的において、

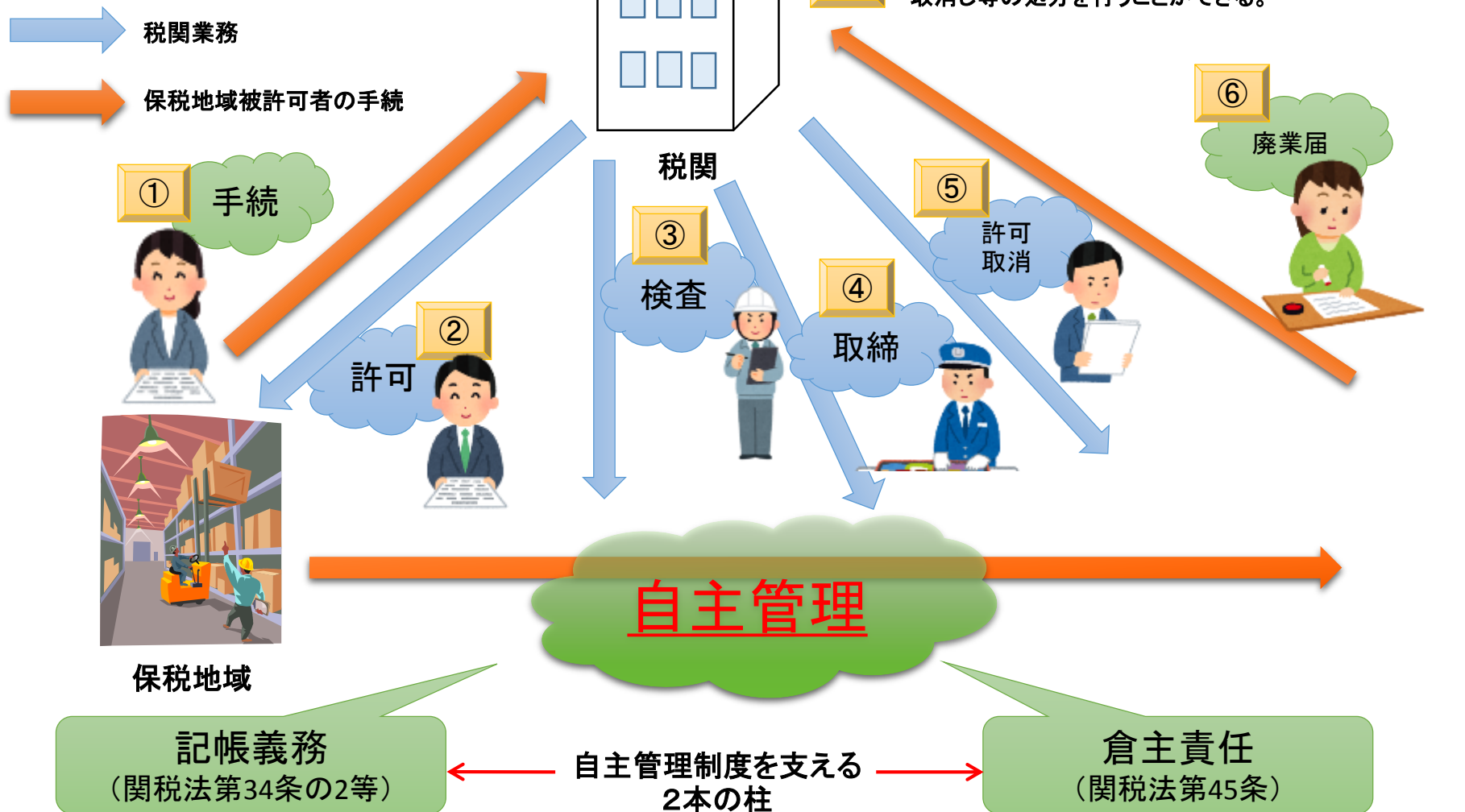
- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の**的確性**を確認します。



**税関と倉主との
信頼関係が大事**

2. 保税制度について

自主管理のイメージ



貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入・取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速かつ、的確に記帳する義務がある。

管理している外国貨物が亡失・滅却した場合、当該貨物にかかる関税の納付義務が課される

2. 保税制度について

社内管理規定（CP=Compliance Program）の整備について

CPの整備【関税法基本通達34の2-9】

保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定を整備し、提出するものとする。

- 迅速かつ適正な通関の確保
- 保税事務の円滑な遂行

CPの基本項目（参考）

①社内管理規定の目的

②社内管理責任体制の整備

③貨物管理手続体制の整備

④貨物の保全のための体制の整備

⑤税関への通報体制の整備

⑥教育訓練についての体制の整備

⑦評価・監査制度の整備

⑧その他留意事項



2. 保稅制度について

社内管理規定 (CP=Compliance Program) の整備について

保稅業務社内管理体制組織図

保稅地域名称 :
所在地 :

TEL :

平成 年 日

社内管理体制	総合責任者	職名		氏名			
	貨物管理責任者	職名		氏名			
	搬入管理	蔵置管理	取扱管理	搬出管理	記帳管理	顧客管理	委託管理
	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名
	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容	担当責任者 職名 氏名 委託内容
	1 搬入関係書類と貨物と対査確認を行う。 2 貨物の異常、数量の過不足等があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 外貨と内貨とが混同しないように区分して蔵置、外貨には「差札」を付する。 2 異常があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 取扱いを行う場合、立会等を行う。 2 取扱者に不審点があった場合は貨物管理責任者へ報告する。	1 許可書等と貨物との対査確認を行う。 2 貨物の異常等がある場合、管理責任者へ報告する。	1 貨物の動静を正確に記帳する。 2 台帳及び関係書類の管理を行う。	1 顧客に関する経営状態、資質及び信用度合いを把握する必要がある場合は、顧客に直接調査を行う。	1 委託先従業員に関する資質の把握の把握する。 2 業務委託に関する適切な指示・監督を行う。
	内部監査人	職名		氏名		連絡先	税関支署 保稅担当部門 TEL:
税関連絡担当者	職名		氏名				

現場のトップ!

貨物管理の現場

サンプル

CPの履行状況の確認

3. 保税制度における 一般的規制について

3. 保税制度における一般的規制について

(1) 外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条第1項）

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない

関税法の大原則

【関税法第67条の2第2項】

輸入申告は、その申告に係る貨物を**保税地域等に入れた後**にするものとする。

ということは

**保税地域又は他所蔵置場所に、
貨物が入ったことの**確認**が必要！**

(例外) 他所蔵置の許可【関税法第30条第1項第2号】

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め、税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

- ・ 巨大重量貨物
- ・ 大量貨物
- ・ 腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物 など

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

3. 保税制度における一般的規制について

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 区分蔵置(基本通達34の2-6)

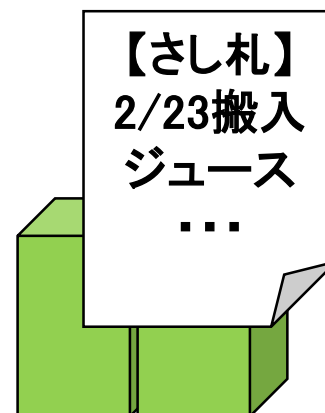
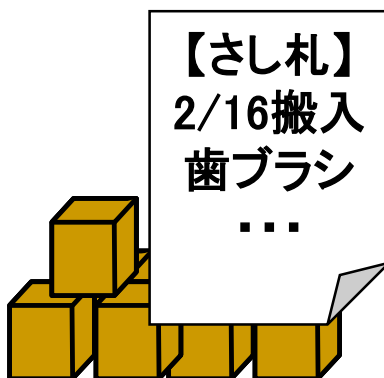
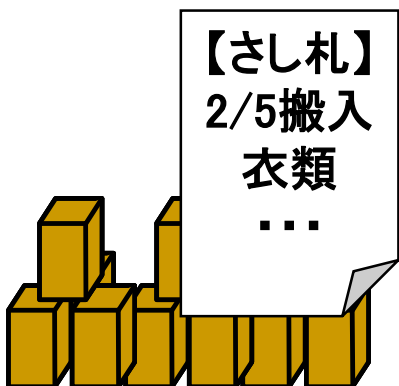
▼ 保税地域における貨物の蔵置方法

● 区分蔵置《基本通達34の2-6》⇒ **原則**

内国貨物と混同することないように、外国貨物は、原則として、積載船名、品名、数量及び搬入年月日、その他必要な**表示**を付けさせた上で、区分して蔵置する。

さし札

また、危険物等は一般貨物と区分し、貴重品等は特別の保管施設を設けて蔵置する。



3. 保税制度における一般的規制について

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置(基本通達42-3)

▼ 保税地域における貨物の蔵置方法

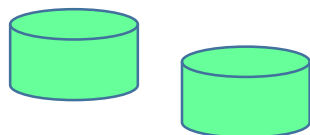
- 同時蔵置《基本通達42-3》 ⇒ **例外**
一定の条件のもと、搬入時期の異なる貨物(内国貨物、外国貨物を問わない)を同時に蔵置することを認める。

対象貨物: バルク貨物(容器に納められていない貨物)

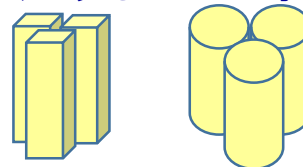
- ① 穀類(とうもろこし、グレンソルガム、麦、大豆等)
- ② 液体貨物(原油、石油製品、石油化学品等)
- ③ 固形物(鉄鉱石、石炭、石油コークス、粗糖、工業用塩等)

蔵置方法 / 貨物の種類

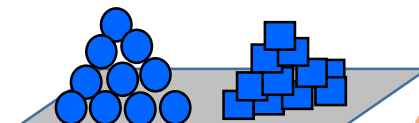
タンク
(石油製品等)



サイロ・ビン
(とうもろこし等)



土間(野積)
(石炭等)



(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置について ①

▼ 同時蔵置《基本通達42-3》

保税蔵置場の許可を受けようとする施設が**石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物**を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物**(内国貨物を含む)**で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱って差し支えないものとする。



この制度を活用できる貨物は制限されており、該当する貨物は、次のスライドを参照願います。

また、この制度は、

「タンク等の施設を有効活用」するためのものです。

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置について ②

▼ 基本通達42-3(具体的な貨物)

- (1) 同一税番及び同一統計番号 に属し、かつ、商品的にも同種のもの として取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油(石油精製の粗油を含む。)
- (3) 重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの
- (4) 農林漁業用に使用される重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの
- (5)～(7) (省略)
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの(なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する)

★ 基本原則！！

▼ 上記の(8)を適用する場合、本省に照会することとなり、決定まで時間を要することになりますので留意願います！

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置について ③



▼ 同時蔵置と保税工場の混合作業との違い

《 関税法第56条第1項(保税工場の許可) 》

保税工場では、外国貨物について加工・製造(**混合**を含む) 又は外国貨物に係る改装・仕分け・その他の手入れをすることができる。

保税工場で行う「混合」とは、

・ **違う貨物を混ぜた後、元に戻せない状態にする**
ことをいいます！

《 関税法基本通達 56-4 》

「**混合**」とは、品質または種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。

ただし、同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱う。

3. 保税制度における一般的規制について

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置について ④

▼ 同時蔵置貨物に係る先入先出方式

《 関税法基本通達 34の2-5(同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い) 》

保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、**先入先出方式**によるものとする。ただし、やむを得ない場合、関税の徴収上支障がなければ、搬入者の選択によりその順序を定めることができる。

《 関税法基本通達42-3 》

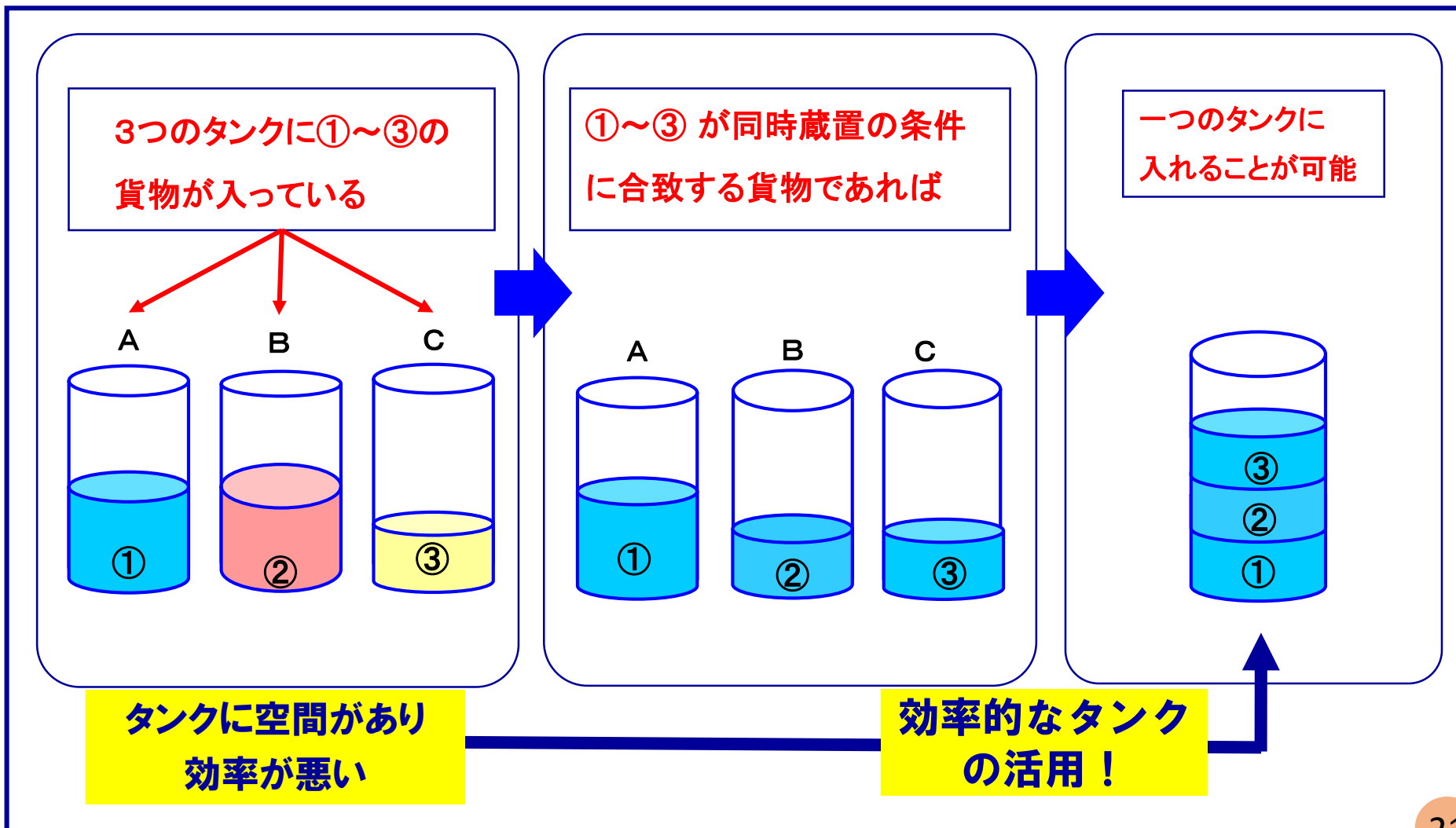
搬入の順序に従って蔵置されるものとして取扱って差し支えない。



3. 保税制度における一般的規制について

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置について ⑤



(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置の特例 ①

▼ 同時蔵置の特例(グループ蔵置: その1)

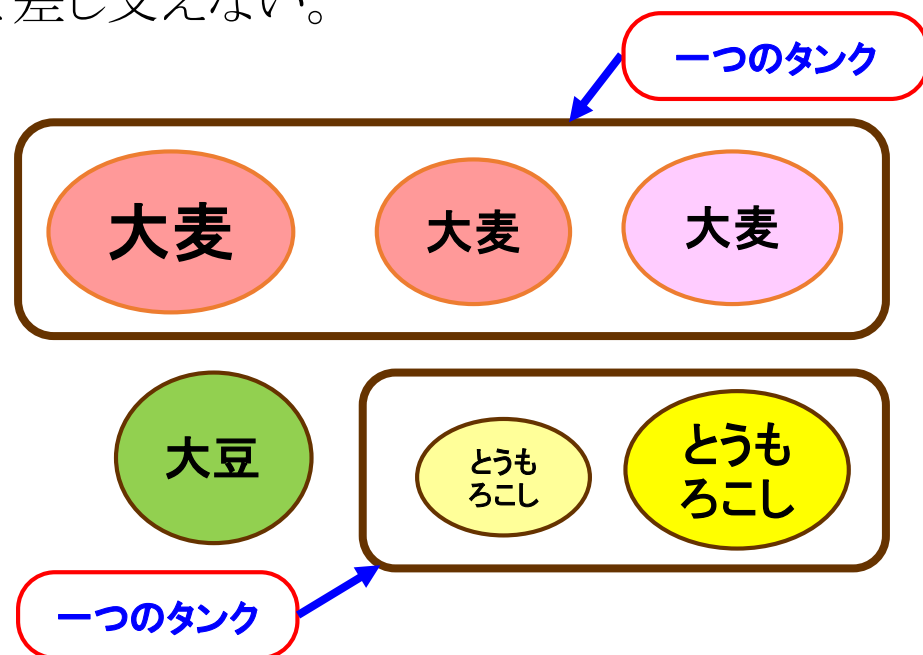
《 関税法基本通達42-4(保税蔵置場における同時蔵置の特例) 》

同時蔵置を行っているタンク又はサイロが複数ある場合には、そのタンク等を

一つのタンク等とみなして 取扱って差し支えない。

グループ蔵置

つまり、グループ蔵置とは、「同時蔵置した貨物をまとめたもの」ということができます。



(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同時蔵置の特例 ②

▼ 同時蔵置の特例(グループ蔵置: その2)

《 関税法基本通達42-5(同時蔵置の特例の適用を受ける届出) 》

前記42-4の適用を受けようとする場合は、群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による **届出書** (保税地域のタンク等の全てを一つの群として使用する場合にはその旨を記載した届出書)を提出させるものとする。(タンク等の群の構成を変更する場合も同様)

**グループ蔵置する場合、又は取止め・変更する場合には
届出が必要**です！

※そもそも、同時蔵置を行っていない場合にはグループ蔵置の届出は不要です！

3. 保税制度における一般的規制について

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 同一主義と等質主義

(例：穀物)



▼ 関税法は、**同一主義(同一性の確認)**を基本としている故に、例えば、輸入申告された貨物が実際の貨物と同じか否かを税関が確認しています。

また、保税においても、自主管理の下、保税地域に搬入される貨物と関係書類(運送承認書等)の内容が同一のものか、また、見本の一時持出貨物と許可書の内容が同じか否かなど、倉主の皆様が税関に代わって行っていただいているということになります。

▼ 穀類、液体及び鉱石等をサイロ、タンク及び土間等の施設において、外国貨物を同時蔵置により貨物管理を行っている場合には、貨物と貨物が重なる状態、又は混合状態となった場合には、同一主義の原則に当てはまらないこととなります。

つまり、同時蔵置という概念は、同一主義を原則としている **関税法の諸規定の例外として等質主義**を認めています。

(2) 貨物の蔵置方法

◎ 石油等を蔵置するタンクの取扱い

《関税法基本通達 42-6》

- ・ 保税タンクに搬入した石油の搬入数量確定の際に、石油から分離した水分がタンク検尺により検出される場合には、その水分量が実測され、かつ、搬入した石油から分離したと認められるときに限り、搬入数量から当該水分量を控除した数量で確定して差し支えない。
- ・ **蔵置中の欠減は認めない。**
欠減が発生した場合は、その欠減分の関税を徴収する。



3. 保税制度における一般的規制について

(3) 倉主(貨物管理者)の義務

記帳義務(関税法第34条の2、第61条の3、第62条の7)

記帳義務

貨物についての帳簿作成
必要事項を記載(保税台帳)

記帳事項

指定保税地域・保税蔵置場(施行令第29条の2第1項)

総合保税地域(施行令第29条の2第2項)

保税工場(施行令第50条)

保税展示場(施行令第51条の7)

記帳を怠る、偽る

関税法違反で
処分の対象

保存期間(保税地域の検査を受けたものを除く。)

* 帳簿: 2年

* 関係書類等: 6ヶ月(保税工場は1年)

(3) 倉主(貨物管理者)の義務

記帳義務(関税法第34条の2、第61条の3、第62条の7)

保税台帳の考え方

■ 関税法は、倉主に関して、記帳義務(法第34条の2)、業務遂行能力等の許可要件(法第43条)、收容能力の増減等(法第44条)、亡失貨物に係る関税納付義務(法第45条)及び処分(法第48条)等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。

それで、「記帳義務違反が多い」
ということになるんですね。



保税蔵置場の記帳義務(施行令第29条の2)

第1項第1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む。次号において同じ。)を入れた場合

記号、番号、品名、数量、入れた年月日
本邦に到着後最初の保税地域:
船名(又は登録記号)、入港年月日
保税運送による搬入:運送承認番号

第2号 貨物の取扱い(法第40条第1項、第2項)をした場合

記号、番号、品名、数量、
当該行為の種類、内容、年月日
変更の内容(記号、番号、数量)

第3号 蔵入承認(法43条の3、第1項)を受けた場合
承認年月日、承認番号

第4号 輸入許可(法第67条)を受けた場合
記号、番号、品名、数量
許可年月日、許可書の番号

第5号 輸入許可前引取の承認(法第73条第1項)を受けた場合

記号、番号、品名、数量
承認年月日、承認書の番号

第6号 見本持出許可(法第32条)を受けて、見本を一時持ち出した場合

記号、番号、品名、数量
許可にかかる期間、持出先、
一時持出しの年月日

第7号 外国貨物を出した場合

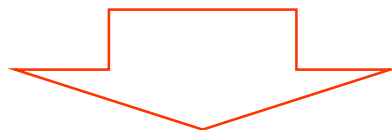
記号、番号、品名、数量、出した年月日
許可・承認年月日、許可・承認書の番号
積込本船名(又は登録記号)、出港年月日

(中略)

第4項 第1項第3号から第6号までに定める事項の記載
貨物を管理する者が、これらの号に規定する許可・承認を証する書類その他の関係書類(又はこれらの写し)に所要の事項を追記した上、保管することによって帳簿への記載に代えることができる。

(4) 倉主(貨物管理者)の責任(関税法第45条等)

- ・ 保税地域にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、保税地域の被許可者(貨物管理者)から直ちにその関税を徴収する。



倉主責任

- ・ 関税納付義務が免除される場合
 - ・ 災害その他やむを得ない事由により亡失した場合
 - ・ あらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合
- ・ 保税地域にある外国貨物が亡失した場合は、直ちにその旨を 税関長に届け出なければならない。

3. 保税制度における一般的規制について

(5) 貨物の蔵置中に必要な手続等

◎見本の一時持出し（関税法第32条）

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

（関税法基本通達34の2-6）

許可基準（基本通達32-1）

- 課税上問題なく、かつ、少量の場合に限って認められる。
- **（注）免税輸入を認めるものではない**

(5) 貨物の蔵置中に必要な手続等

◎外国貨物の廃棄(関税法第34条)
減却(関税法第45条)

廃棄
とは

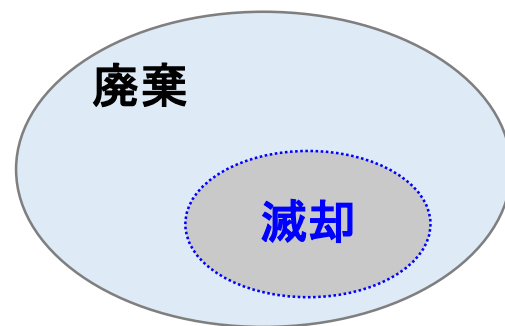
外国貨物を減却したり、腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物を処分することをいう。

減却
とは

焼却等により貨物の形態をとどめない状態にして処分することをいう。貨物の残存価値を滅失させる必要がある。

※減却は廃棄の一形態。関税納付義務が免除される状態まで、経済価値がなくなるよう処分すること。

廃棄は残存価値によって、処分後に輸入手続きを要する場合がある。



3. 保税制度における一般的規制について

(5) 貨物の蔵置中に必要な手続等

◎貨物の取扱い(関税法第40条)

第1項 倉主の責任(記帳)のできる行為

- 内容の点検
- 改装
- 仕分け
- その他の手入れ

第2項 税関長の許可を要する行為

- 見本の展示
- 簡単な加工
- その他これらに類する行為

注意

他所蔵置許可された貨物については、あらかじめ届け出ることにより、第1項の行為を行うことはできますが、第2項の行為は行えません。【関税法第36条第2項】

(6) 他所蔵置に係る保税地域に関する規定の準用等①

(関税法第36条)

見本の一時持出
(関税法第32条)

公的機関の検査、成分分析等のため持出
(課税上問題がなく、少量のものに限定)

外国貨物の廃棄
(関税法第34条)

腐敗、変質等により本来の用途に供され
なくなった外国貨物をくずとして処分

関税納付義務
(関税法第45条)

外国貨物の亡失時(紛失・盗難等)における
関税の納付義務(倉主責任)

他所蔵置

(6) 他所蔵置に係る保税地域に関する規定の準用等②
(関税法第36条)

貨物の取扱い
(関税法第40条第1項)

保税地域においては、内容の点検、又は改装、仕分けその他の手入れをする場合、保税台帳に記帳すればでき得る行為(自主記帳)とされているが...

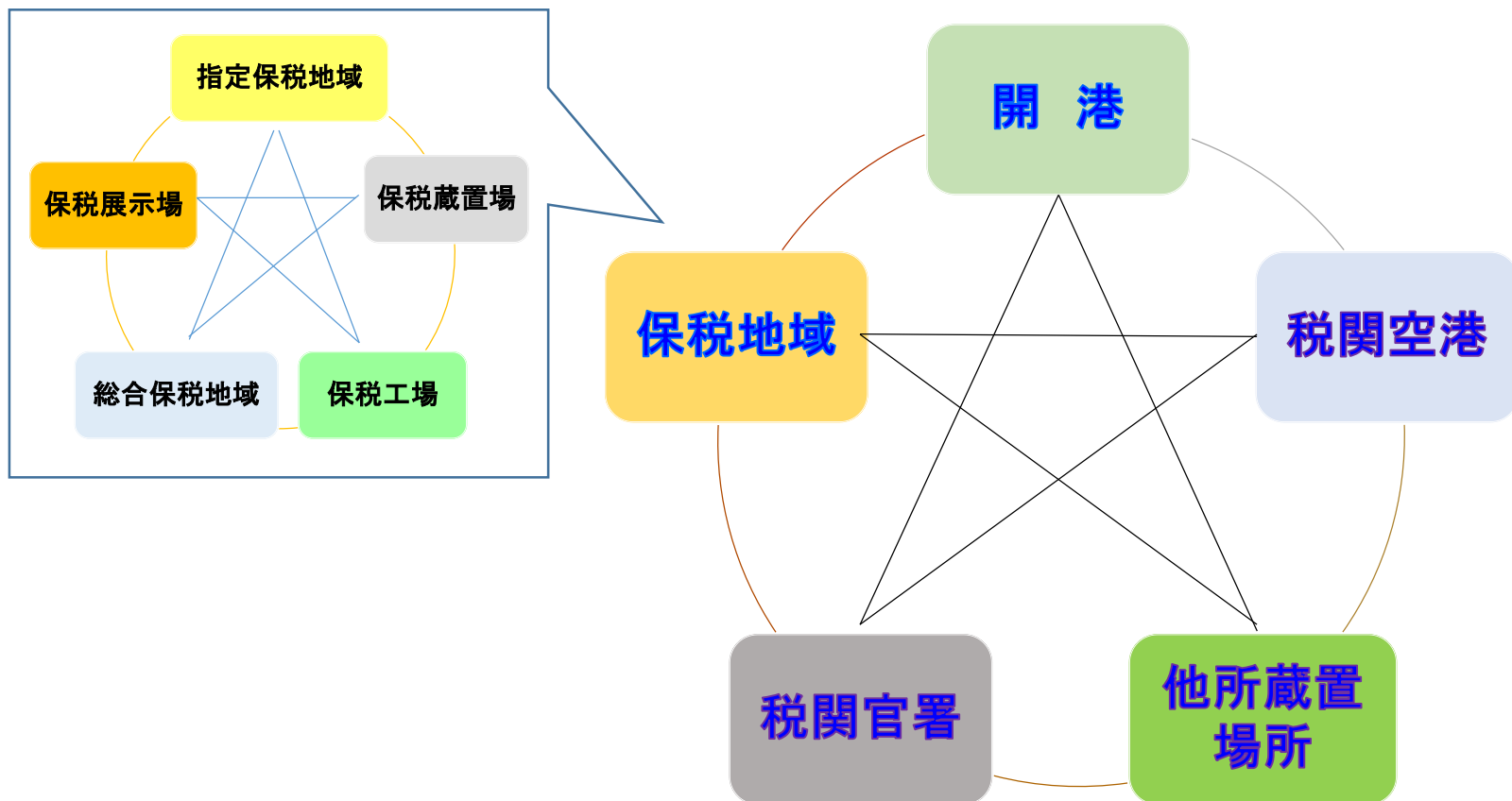
他所蔵置場所においては予め **税関長への届出** を要する！
(他所蔵置場所は、保税地域ではない！！)

法40条第2項 税関長の許可が必要となる見本の展示、簡単な加工その他に類する行為は不可！

3. 保税制度における一般的規制について

(7) 保税運送制度(関税法第63条)

外国貨物は、**税関長の承認を受けて**、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所の相互間に限り、**外国貨物のまま運送することができる**。



(7) 保税運送制度(関税法第63条)

◎ 承認に際しての検査と担保の提供(関税法第63条第2項)

- ・ 税関長は、必要に応じ、税関職員に検査をさせることができる
- ・ 税関長は担保の提供をさせることができる

◎ 保税運送貨物の発送確認と到着確認

- ・ (発送) 運送承認を受けた外国貨物の運送に際しては、運送目録(運送承認書)を税関に提示し、確認を受けなければならない【関税法第63条第3項】
※必要に応じて現物確認又は施封を行う 【基本通達63-8】
- ・ (到着) 運送者は、到着地税関に運送目録を提出し、確認を受けなければならない【関税法第63条第5項】

※ 「要確認」又は「要施封」貨物については、貨物が運送先に到着後、倉主はコンテナなどを開扉せず、直ちに到着地税関の保税部門へ連絡すること 【基本通達34の2-1】

(7) 保税運送制度（関税法第63条）

◎ 運送期間経過による関税の徴収（関税法第65条）

- ・ 保税運送された外国貨物がその指定された運送期間内に運送先に到着しない場合は、**運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。**
- ・ ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。
- ・ 保税運送された外国貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、**運送の承認を受けた者は、直ちに当該承認をした税関へ届け出なければならない。**

◎ 特定保税運送（関税法第63条の2）

- ・ **特定保税運送者**が**特定区間**であって**政令で定める区間**において行う外国貨物の運送については税関長の承認を要しない。
- ・ 特定保税運送に際しては、税関に確認を受けなければならない。
- ・ 発送の日の翌日から起算して7日以内に到着しないときは、**特定保税運送者から、直ちにその関税を徴収する** 【関税法第65条第2項】

・ **特定保税運送者** …… 認定通関業者、国際運送貨物取扱業者、政令で定める者であって税関長の承認を受けた者 【関税法施行令第55条の2】

・ **特定区間であって政令で定める区間** …… NACCSにより外国貨物の管理が行われている保税地域相互間 【関税法施行令第55条の3】

3. 保税制度における一般的規制について

(7) 保税運送制度(関税法第63条)

◎ 予定数量による保税運送

▼ 保税運送の手続き《関税法施行令 第53条》

関税法第63条第1項(保税運送)の規定による申告は、運送に使用する船舶の名称、運送先、記号、番号、品名、**数量**及び価格並びに運送期間及び目的を記載した書面でなければならない。

バルク貨物の場合、**数量が確定しない**場合がある

このため、**予定数量による保税運送**を認められている！

▼ 保税運送の申告手続《関税法基本通達63-5(4)》

液状貨物又は穀物その他のばら貨物は、**予定数量**で運送して差し支えない。

注) 保税地域に**搬入済のばら貨物**を搬出する場合は、**予定数量での運送は認められませんので注意願います。(搬出数量が確定しているため)**

3. 保税制度における一般的規制について

(7) 保税運送制度(関税法第63条)

◎同時蔵置状態での運送の特例

▼同時蔵置が認められる貨物の運送の特例

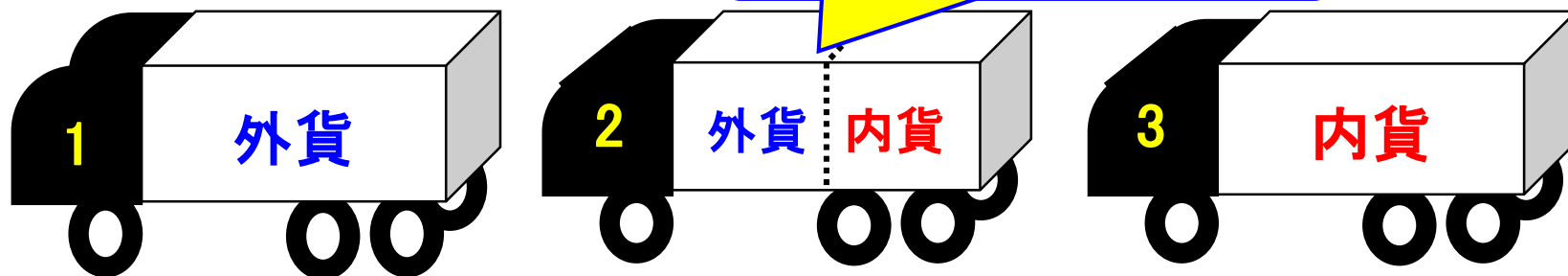
《関税法基本通達63-26》

同時蔵置している貨物を運送する場合、やむを得ない理由があり、かつ、運送数量が明確に把握でき、取締上支障がない場合は、**同時蔵置の形態のまま運送して差し支えない。**

◆注意事項

同時蔵置のままで運送した貨物が、運送途上で亡失したときは、内国貨物が亡失したものとし、その亡失数量が内国貨物の数量を超える部分については、外国貨物が亡失したものとして処理して差し支えないとされています。

同時蔵置のまま運送できるのは
1台だけです！！



3. 保税制度における一般的規制について

(7) 保税運送制度(関税法第63条)

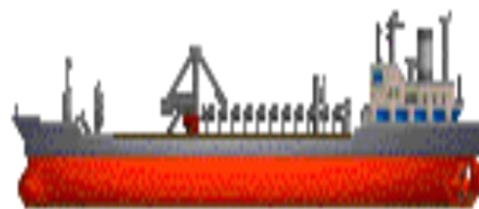
◎ 船卸票(ボートノート)の取扱い

▼ 船卸票(ボートノート)の取扱い

税関が取締上、支障がないと税関が認めた場合、船卸票(ボートノート)で本船から保税地域への貨物の搬入が可能。

【 船卸票(ボートノート)により貨物の移動が認められる場合 】

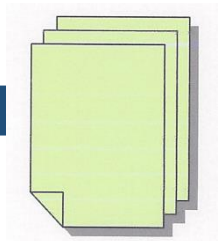
- ・ 本船からの直接搬入による場合
- ・ 同一港内における貨物の移動 等



※ 詳しくは、事前に税関までご相談下さい！！

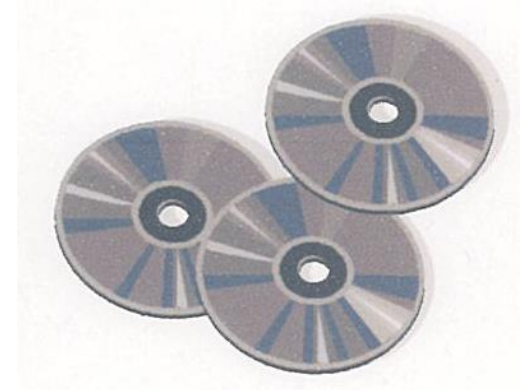
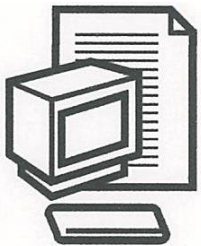
(8) 保税関係諸手続き(許可関連)

1. 許可期間更新の申請 【関税法第42条第2項、施行令第36条】
2. 許可の地位承継の承認申請 【関税法第48条の2第2項、施行令第39条の2】
3. 貨物収容能力の増減届 【関税法第44条第1項、施行令第37条】
4. 工事届 【関税法第44条第1項、施行令第37条】
5. 休(廃)業届 【関税法第46条、施行令第1項】
6. 業務の再開届 【関税法施行令第2項】
7. 電磁的記録による帳簿の保存に係る届 【関税法基本通達34の2-4】
8. 蔵置貨物の種類変更届 【関税法基本通達42-11(1)】
9. 名称変更届 【関税法基本通達42-11(2)】
10. 所在地変更届 【関税法基本通達42-11(2)】
11. 役員変更届 【関税法基本通達42-11(2)】
12. 主要従業者保税業務担当者変更届 【関税法基本通達42-11(2)】
13. 保税監査結果報告書 【関税法基本通達42-11(6)】



(8) 保税関連手続き・連絡等

- (1) 長期蔵置貨物報告書
- (2) 見本採取票
- (3) マニュアル保税運送申告書到着確認
- (4) 古包装材引取願
- (5) 輸入者による貨物取扱時の連絡



4. 保税地域における 非違・事故の状況について

(1) 非違と事故

保税部門においては、「非違」と「事故」を分けて取扱っています。

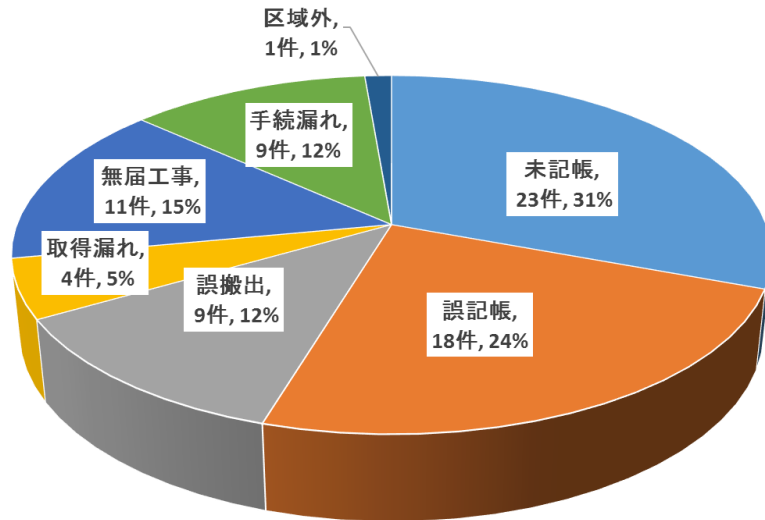
- 「非違」とは、保税業務に関して、例えば、記帳義務に違反した行為など、「関税法の規定に違反した行為」のことを指すこととしています。
- 「事故」とは、内貨の誤搬出など貨物管理が不適切だった場合、又は 災害や保税運送中の亡失があった場合などを指すこととしています。
- ただし、「非違」と「事故」の内容が同じような場合においても、発生時の状況や原因等を調査した結果、「非違」又は「事故」のいずれかに該当することになりますが、「事故」となった場合においても、誤搬出事案が頻発するような許可保税地域については、「業務遂行能力がない」として、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

4. 保税地域における非違・事故の状況について

(2) 非違・事故の発生割合・態様(H29年)

※H29.1.1～H29.12.31

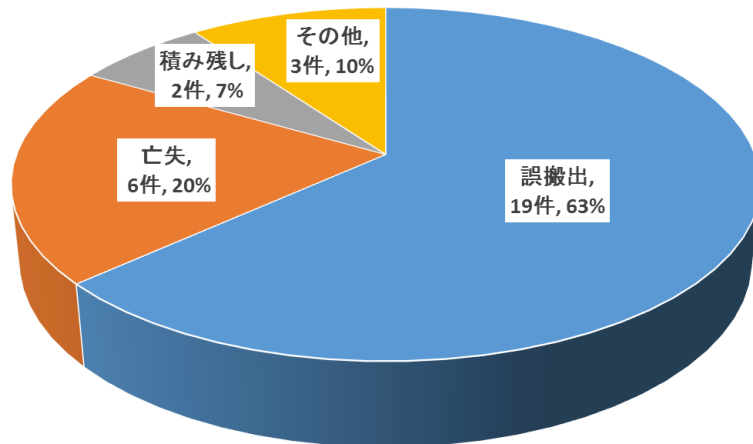
◎非違の発生割合・態様



【具体的事例】

- 未記帳: 見本持出確認登録(MHO業務)漏れによる未記帳
- 誤記帳: 輸出許可日とすべきところ、申告日を記帳
在庫していない貨物を電話連絡のみで搬入したと記帳
- 誤搬出: 輸入許可未済貨物を許可済みと誤認し、搬出
- 取得漏れ: NACCS管理資料の取得漏れ
- 無届工事: 蔵置場内の施設改修工事にあたり届け出を失念
- 手続漏れ: 蔵置期間を失念し、承認を受けることなく長期蔵置
- 区域外: 外国貨物の取扱作業を保税地域外で実施。

◎事故の発生割合・態様



【具体的事例】

- 内貨誤搬出: 輸出許可前貨物に誤って輸出マークを貼付して搬出後、その他の貨物とバン詰めし輸出
- 亡失: フォークリフト作業中、液体貨物を転倒させ破損・流出
- 積み残し: 輸出貨物のバン詰めの際に数量確認を怠ったため、積み残しとなった



非違の原因などについて、
次のページでもう少し
見てみましょう

4. 保税地域における非違・事故の状況について

(3) 非違及び事故の発生原因について

★非違態様別の主な内容（関税法基本通達48-1(1)ハ(イ) 別表1 基礎点数 2~3点)

- ・ 記帳義務違反 … 貨物の誤搬出、輸出貨物の積残しに起因する記帳誤り。
NACCS管理資料の取得忘れによる保税台帳未作成。
計算ミスによる原料、製品数量の記帳誤り。（保税工場）
- ・ 未承認行為 … 保税運送承認を受けずに搬出、運送。
蔵置期間超過による蔵入承認、移入承認の申請忘れ。
- ・ 無届行為 … 保税地域内での工事に伴う工事届提出忘れ。
許可区域を他社に賃貸し作業させていた。⇒いわゆる“坪貸し”
廃棄届を提出せずに外国貨物を廃棄処分。

★非違を起こしてしまった主な原因

- ・ ヒューマンエラー … 「~だろう」、「いつもと同じ」と言った“思い込み”や“うっかりミス”。
業務輻輳や時間に追われ、書類と現物との対査を怠った。
担当者（部門）間の連絡ミス、担当者交代の際における引き継ぎ忘れ。
- ・ 認識不足 … 法令等、知識の不足。
税関や上司等に相談することなく、自己の誤った判断で処理した。
- ・ CP遵守の欠如 … 手順書どおりの作業を行っていなかった。（ダブルチェック等）
内部監査を行っていなかったため、倉主自ら非違の発見が遅れた。



非違の内容や原因は、全国的にも、また、過去を通じて同じです。

社内体制そのものに問題あり？

★搬入停止となった要因（関税法基本通達48-1(1)ハ(ロ)~(ホ) 別表2 加算点数表)

- ・ 加算要素 … 過去3年の間に同様の非違があった。（5点~10点の加算）
役員、主要従業者が関与。（10点~30点の加算）
故意に行われた非違。（10点の加算）
- ・ 減算要素 … 倉主自らの申し出ではなく、保税業務検査等、税関からの指摘により発見されたもの（合計点数から1/2の減算が認められなかった）

4. 保税地域における非違・事故の状況について

(4) 門司税関管内における状況について

全国ベースと比較して、門司税関管内では

- ★非違発生件数は比較的少ない
- ★搬入停止処分実績がない

ですが！

視点を改めて

非違に至らない税関からの指摘事項
について見てみると…

- 門司税関が平成29年7月から平成30年6月までに実施した保税地域
(指定保税地域・保税蔵置場・保税工場・承認工場) に対する業務検査実施件数… 317件
- 検査の結果、税関から何らかの指摘を受けた件数… 30件

検査実施件数の約10%

※ 主な指摘事項

- ◆ 社内教育にかかる不備 (社内研修の未実施、社内研修結果の未作成)
- ◆ 内部監査にかかる不備 (内部監査の未実施、内部監査実施結果の未提出)
- ◆ 蔵置管理体制にかかる不備 (チェック体制の不備)
- ◆ 社内管理規定にかかる不備 (実務上との整合性にズレ)

保税非違には至らなかったものの、不備として指摘されたものとしては、

- 社内教育にかかるもの
 - 内部監査にかかるもの
- が多い。



これらの不備が、将来的に保税非違の発生を招く要因となります。

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

通称、ヨンパチ処分と称しています！



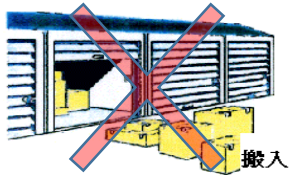
処分の種類

指定保税地域

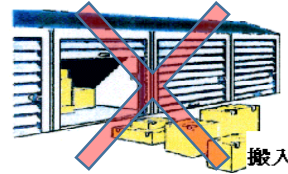
保税蔵置場

保税工場

搬入停止
処分



搬入停止
処分



搬入・保税
作業停止
処分



許可取消



許可取消



4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

処分の事由

関税法第48条第1項

指定保税地域

保税蔵置場・保税工場

第1号

「**貨物管理者**」「**被許可者**」が
(その代理人、支配人その他の従業者を含む)

代理人・支配人…総合責任者
その他従業者…上記以外の
保税業務従事者

保税業務について**関税法の規定に違反**したとき

第2号

保税蔵置場・保税工場

「**被許可者**」について

欠格条項

関税法第43条第2号～第10号のいずれかに
該当することとなったとき

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

処分の事由

欠格条項（関税法第43条）

第2号・・・関税法違反により通告処分以上の処分を受けた。

第3号・・・関税法以外の法令違反により、禁錮以上の刑に処せられた。

第4号・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は傷害罪等の刑法上の罪を犯して、罰金以上の刑に処せられた。

第5号・・・暴力団員等である。

第6号・・・役員、代理人、支配人その他主要な従業者が①～④のいずれかに該当する。

第7号・・・暴力団員等によりその事業活動を支配されている。

第8号・・・資力が薄弱である等保税業務を遂行するのに十分な能力がない。

第9号・・・場所又は設備が不適當である。

第10号・・・保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる。

【指定保税地域】

【保税蔵置場、保税工場】

関税法第41条の2第1項

関税法第48条第1項

第1号

第2号

「指定保税地域の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

「保税蔵置場・保税工場の業務」
について関税法の規定に違反
した場合

「保税蔵置場・保税工場の欠格条項」に該当した場合

「関税法第43条第2号、第6号」

- ・ 被許可者、役員等が関税法の規定に違反した場合

「関税法第43条第3号～第10号」

- ・ 被許可者、役員等が関税法以外の法令に違反した場合
- ・ 暴力団排除要件に該当した場合
- ・ 資力、業務遂行能力、場所(施設)的要件、量的要件に該当した場合

処分内容の決定(点数制)

処分内容の決定(点数制以外)
(関税法基本通達48-1(2)ロ)

関税法基本通達48-1(1)

①基礎点	別表1
②加算点	別表2 (加算点数表①～③)
	故意による加算
③減算	申出等による減算



合計点 上記① + ② - ③

関税法基本通達48-1(2)イ

①基礎点	別表3
②加算点	別表2 (加算点数表②)
③減算	申出等による減算



合計点 上記① + ② - ③

指定保税地域

- ・ 処分なし
- ・ 搬入停止処分

保税蔵置場・保税工場

- ・ 処分なし
- ・ 搬入停止処分
- ・ 保税作業停止処分
- ・ 許可の取消し処分

保税蔵置場・保税工場

- 許可の取消し処分等

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表1)

非違の態様	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為 を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該 許可又は承認を受けることなく当該行為を行う こと。 保税地域外蔵置、無許可見本持出、未承認運送、搬入停止処分中の搬入etc.	3
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該 届出、報告等又は記帳を怠 ること。 無届廃棄、記帳漏れ、虚偽の記帳、無届工事、亡失についての無届etc.	2 (注2)

(注1)

(注1) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算。

(注2) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算することになるが、合計点数は60点を限度とする。

4. 保稅地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表① 関与者による加算】

関与者	加算点数
被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

※代理人又は支配人・・・総合責任者

※主要な従業者・・・貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者等

【加算点数表② 過去の搬入停止処分歴による加算】

期間	加算点数
A 搬入停止期間中	基礎点数×2+10
B 処分通知日から1年以内が経過(Aを除く)	基礎点数×1.5+10
C 処分通知日から1～2年が経過	基礎点数+10
D 処分通知日から2～3年が経過	基礎点数×0.5+10

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表③ 過去に搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算】

期間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

加算点数(関税法基本通達48-1 (1)ハ(ハ))

【非違が故意に行われた場合の加算】

- ◆ 非違が関税ほ脱若しくは無許可輸入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合・・・20点
- ◆ 上記以外の理由で非違が故意に行われたと認められる場合・・・10点

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

【自発的に非違があった旨の申し出があった場合の減算】

(基礎点数+加算点)の1/2に相当する点数を減算。

ただし...

- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
 - ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ホ))

【直ちに再発防止のための方策を講じた場合】

10点を限度として減算。

ただし...

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でない認められる場合を除く

社内管理体制の改善等

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第2号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表3)

罰 条	点 数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
法第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の点数	

➡ 上表に加え、前3ページの加算・減算がされる

4. 保税地域における非違・事故の状況について

処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号・第2号)

合計点数が...

10点以下 ⇒ 原則、処分なし

11点～99点 ⇒ 搬入停止処分(注1)

(60点以上 ⇒ 場合により(注2) 許可取消し)

100点以上 ⇒ 原則、許可取消し

(注1)10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間

(注2)今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断した場合

5. 密輸防止に関する覚書 (MOU)について

不正薬物等密輸防止のための覚書 (Memorandum Of Understanding)



不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸防止のための
門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会会員との協力に
関するガイドライン(平成30年10月1再締結)

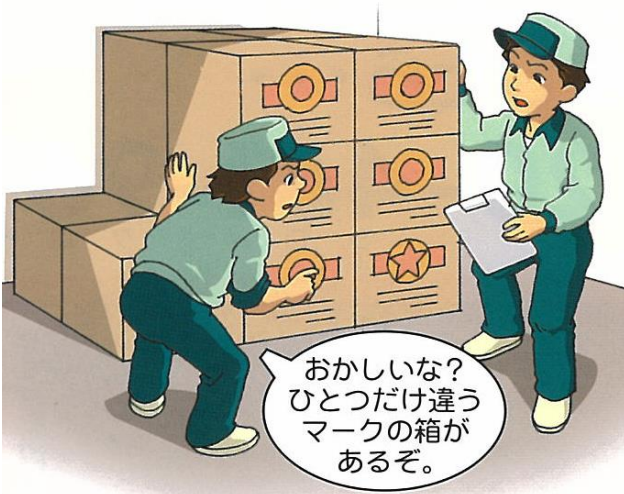
【目的等】

- 不正薬物等の密輸防止のための税関と保税会会員との協力を強化すること。
- 不正薬物等の問題に対する保税会会員の認識を高めること。
- 不正薬物等の密輸の防止について、保税部会会員の自主的活動を促進すること。
- 保税会会員の取扱貨物・施設等が、不正薬物等の密輸に利用されることを防止すること。
- 税関による取り締まりとの調和を図りつつ、保税部会会員の円滑な業務の遂行を最大限促進すること。

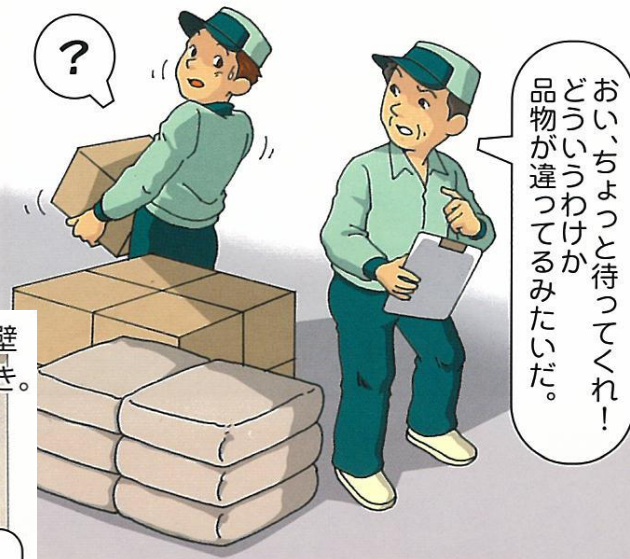
など

不審貨物について

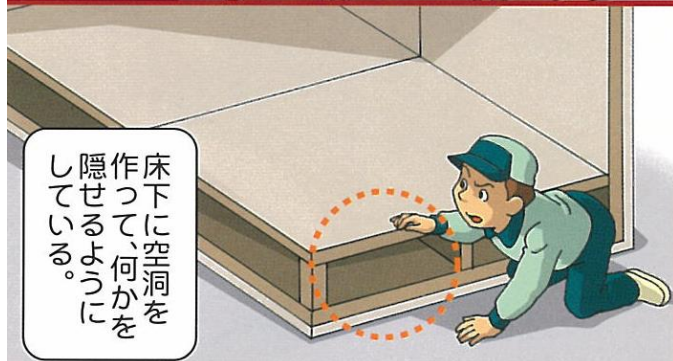
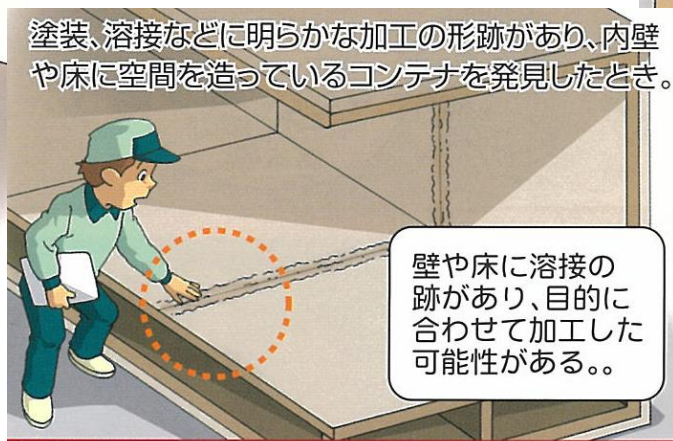
同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。



インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。

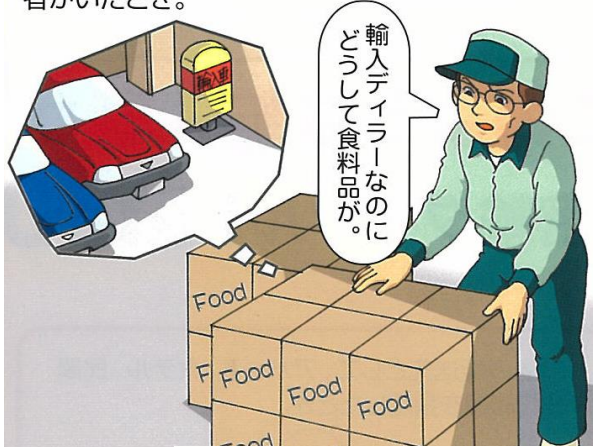


塗装、溶接などに明らかな加工の形跡があり、内壁や床に空間を造っているコンテナを発見したとき。



不審情報について

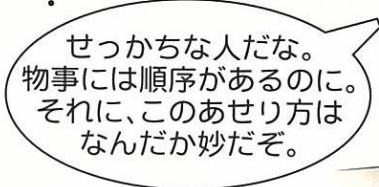
営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。



連絡先が携帯電話であったり、第三者を介すなど、不自然な輸入者の場合。



通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。



貨物の配送先として、アパート、ホテル、民間私書箱等を指定したとき。



不審貨物等について

・不審貨物

開梱跡・改造跡
特殊な目印
異常な重量・寸法
内容点検時の異物感
梱包が無用に嚴重
逆に簡易、雑
季節はずれ、流行おくれ
長期蔵置の理由が曖昧

・不審情報

無闇に指示注文をつける
怪しい人物がうろうろする
やたらと引取りを急ぐ
検査の様子などを聞いてくる
配送先がおかしい
倒産・廃業のうわさ
いかにも危ない話
荷主と連絡が取れなくなった

6. 保税地域におけるテロの 未然防止強化について

6. テロの未然防止強化について

● 保税地域がテロに狙われないために

● テロ関連貨物が日本に持ち込まれないために

テロ関連についても
ご協力と対策強化をお願いします！

テロに利用されないために
顧客管理の強化を！



- ★ 身元や連絡先がはっきりしない者(会社)からの依頼は受諾しない。
- ★ 蔵置貨物について、特に新規顧客の貨物については、実輸入者や配送先等を把握する。

顧客管理をしっかりとお願いします！

- ★ 通関関係書類に不審点(手書きで修正等)がある。
- ★ 急遽、無理な日程での依頼
- ★ 配送先等が不審(後で連絡する) 等

不審点がないか確認！



テロ防止！

STOP / TERRORISM

税関では、不正薬物など社会に害を及ぼす物品の密輸阻止とともに、テロ対策にも取り組んでいます。

○密輸ダイヤル 0120-461-961

○税関HP <http://www.customs.go.jp/moji/>



お問い合わせ 門司税関監視部統括監視官(保税部門)

TEL:050-3530-8388

FAX:050-3530-8398

6. テロの未然防止強化について

(ご参考) テロ関連貨物とは

テロ関連貨物の規制

【関税法第69条の11第1項】

第2号 拳銃、小銃、機関銃及び砲、
これらの銃砲弾並びに拳銃部品

第3号 爆発物

第4号 火薬類

第5号 化学兵器の製造の用に供される
恐れが高い毒性物質及びその原料物質

第5号の2 生物テロに使用される恐れのある
病原体等



爆発物の原料となり得る化学物質

【爆弾テロ事件等で原料に使用された物質】

◆劇物

- ・硫酸・塩酸・過酸化水素・硝酸
- ・塩素酸カリウム及びナトリウム

◆劇物以外の化学物質

- ・尿素・硝酸アンモニウム・アセトン
- ・ヘキサミン及び硝酸カリウム

など（16品目を指定）



テロ組織の主な活動国等

【中東】

- ・イエメン・イスラエル及びパレスチナ・イラク
- ・シリア・トルコ・レバノン

【アフリカ】

- ・アルジェリア・ウガンダ・エジプト・エリトリア
- ・ソマリア・ナイジェリア・マリ

【アジア】

- ・アフガニスタン・インド・インドネシア
- ・ウズベキスタン
- ・カシミール地方・パキスタン・フィリピン

【その他】

- ・英国・イタリア・ロシア 他

出典：公安調査庁「国際テロリズム要覧」

「何かおかしいな??」と
感じたら...

【密輸ダイヤル】
0120-461-961 まで!



ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

門司税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL：050-3530-8387

門司税関監視部統括監視官(保税部門)

TEL：050-3530-8388

E-mail：moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

